

第 253 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 253 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 25 年 3 月 8 日（金）14:30～16:29

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○容器包装利用・製造等実態調査（経済産業省・農林水産省）

2. 事業評価（案）の審議

○木材価格統計調査（農林水産省）

○牛乳乳製品統計調査（農林水産省）

○生鮮食料品価格・販売動向調査（農林水産省）

3. その他

<出席者>

（委員）

小林主査、井熊副主査、尾花副主査、宮崎専門委員、廣松専門委員

（経済産業省）

産業技術環境局 リサイクル推進課 渡邊課長、影沼澤課長補佐、松木係員

（農林水産省）

食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室 渡邊課長補佐、
佐藤係長、吉岡係長

大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 内島課長、

男庭統計管理官

消費統計室

岩濱室長、久島課長補佐、山田課長補佐

統計企画管理官

大竹統計企画管理官補佐

（事務局）

後藤参事官、古矢参事官

○小林主査 それでは、ただいまから第 253 回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、経済産業省と農林水産省の「容器包装利用・製造等実態調査」の実施要項（案）と、木材価格統計調査、牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査の実施状況及び事業の評価について審議いたします。

最初に「容器包装利用・製造等実態調査」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課の渡邊課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。

御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○渡邊課長 渡邊でございます。どうぞよろしく申し上げます。

実施要項の御説明をさせていただきますが、まず冒頭に、1 枚こういった絵をお配りさせていただいております。今回の議題になっていきます実態調査の位置づけを簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

私どもが農水省さんと一緒に制度運用をしております容器包装リサイクル法でございますけれども、家庭から出るペットボトルとか食品トレーなどをちゃんと分けて消費者の方に出していただいて、それをしっかりリサイクルして、もう一回プラスチックとして使ってもらおう。こういう流れをつくるためにつくった制度でございます。

この絵をごらんいただきますと、左上のところに「消費者」がございまして。ここで分別して、市町村のほうに捨てていただくわけで、市町村がまとめてそれを収集する。収集したものを再商品化事業者、リサイクラーと呼んでいますけれども、ここに引き渡してリサイクルをしてもらうわけなのですが、右上のところに「事業者」がございまして。リサイクルをするにはお金がかかりますので、拡大生産者責任という考え方に基づいて、実際容器をつくったり、それを使って飲食料品をつくっている事業者の方にリサイクルに必要な費用を支払ってもらうことで、この事業者がリサイクルをする義務を果たすという流れになっているわけでございます。

毎年この費用をそれぞれの年ごとに収めてもらうわけですが、個々の事業者が毎年どれだけの義務量を負うことになるのか。すなわち、どれだけの費用を負担することになるのか。それを算定する必要がございます。その算定に必要な幾つかの係数があるのですけれども、この係数をはじき出すために必要な調査をこの実態調査を通じて行っているという位置づけであると御紹介させていただきました。

以上の前提に基づいて、今回の調査の実施要項について、概略を担当のほうから御説明させていただきたいと思っております。

○影沼澤課長補佐 それでは、実施要項（案）の中身につきまして、資料 A-2 に基づいて御説明させていただきます。

時間もあれですので、早速始めさせていただければと思います。

まず「1. 対象公共サービスの概要」でございます。

1 段落目は、今、渡邊から説明をしたとおりでございます。

2段落目の記載の後半部分でございますけれども、本統計調査につきましては、経済産業省と農林水産省が共同で実施している調査でございます。

「(1) 調査の対象」ですが、これは容器包装の利用・製造等をしている可能性がある業種として、そこに記載のとおりとしているところでございます。

「(2) 調査の規模」ですが、約4万事業者となっております。詳細は31ページの別紙3にてお示ししておりますが、この調査は次年度調査の調査客体を抽出するまでが事業内容となっております、平成24年度の事業の終了が3月末日までとなっておりますので、現時点では25年度調査の調査客体の抽出は完了しておりません。したがって、別紙3には、参考として24年度調査の調査客体を掲載しておりますけれども、25年度調査につきましても入札説明会の際にお示ししたいと考えておるところです。

「(3) 調査の時期」ですが、記載のとおりとなっております。こちらの時期は例年同じような時期に調査を実施しております。

「(4) 調査事項」につきましても、記載にあるとおりでございます。

例えば2ページの④に「容器包装を用いた製品の販売額、その流通経路」とありますが、具体的には容器包装を利用した商品の販売額、国内利用量、実質回収した量、業務用に出荷した容器包装の量などが調査項目となっております。この調査票につきましては、後ほど御説明いたします調査関係用品の見本という形で入札説明会にて御提示をする予定でございます。

「(5) 調査の方法等」ですが、郵送及びフリーダイヤルによるファックス回収としております。

報告の方法につきましては、記載のとおりでございます。

「2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」でございます。

①業務期間は、契約締結日から年度末までとしております。

②貸与物件は、記載のとおりでございます。

③業務の引継は、まず経済産業省と農林水産省から民間業者に対して引き継ぎを行います。民間業者の方は、事業終了前に経産省及び農水省に引き継ぎまして、次期の事業者が変更となった場合には、経産省及び農水省から次期事業者を引き継ぐというサイクルで回していくことを記載しておるところでございます。

④業務の内容は、ここに記載の内容は、最低限の要件であって、民間事業者適切かつ確実に工を求むることとしております。特に調査票の回収、督促業務につきましては、統計調査において重要な業務となりますので、創意工夫を求むることとしております。具体的には、追って評価項目のところでお説明をいたします。

3ページ、次のイ〜ルまでの内容について、簡単に御説明いたします。

「イ 調査関係用品の印刷」です。

これは記載のとおりの手順で準備していただくこととなります。この際、経済産業省担

当の事業者分と農林水産省担当事業者分とで返送先が異なってきますので、発信用封筒等につきましては別々に印刷をしていただくことになります。

「ロ」ですが、調査票の集計を始める前までにプログラムを準備して、動作確認を行うことを求めています。いずれも特別なソフトを必要とするものではございません。エクセル等の汎用ソフトで整理することが可能となっております。エラーチェック項目、集計方法等につきましては、別紙5あるいは別紙6に示しておりますので、それに基づきまして、民間事業者においてプログラムを準備いただくことになります。

「ハ 調査関係用品の配布」でございます。

(イ) は、経産省分と農水省分を別々に配布する必要がある点を留意事項として挙げております。

(ロ) は先ほどの返送先の件でございますが、それぞれ経産省、農水省の料金受取人払いといたします。したがって、返送料に関する民間事業者の負担はございません。

(ハ) は、未達分の代替抽出についての記載です。

(ニ) は、発送状況を随時管理いたしまして、発送リストとして総務省に提出する調査結果名簿の形式にして、期日までに提出することについて記載しております。

「ニ 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応」でございます。

対応物件であります「照会対応事例集」というものに基づいて対応していただくこととなります。対応状況につきましては、こちらも別紙8に取りまとめていただくこととなります。

「ホ 調査票の回収・督促」でございます。

(イ) に記載しておりますのは、経産省及び農水省の料金受取人払といたしますので、民間事業者には経産省及び農水省に届いた調査票を定期的に回収していただくことでございます。

(ロ) の後半のなお書きのところ、督促の方法について記載しておるところでございますけれども、容器包装の種類別、業種別の利用量上位20社及び製造量上位10社で未回収の調査客体は必須としております。ここにつきましては、上位企業の利用量あるいは製造量が調査全体に占める割合が非常に大きいため、調査結果の精度を確保するために必須としておるところです。

(ハ) には、督促状況について様式例をもとにまとめること。

(ニ) には、はがきで督促する場合の情報保護措置について記載しております。

「へ 調査票の回収状況の管理及び電子化」でございます。

これは様式例をもとに随時回収状況を管理し、データを電子化することについて記載しております。

「ト 調査票の内容審査、調査客体への疑義照会」でございます。

(イ) で、まずはエラーチェックを行います。

(ロ) で、エラーとなった票を中心に疑義照会を行い、様式例をもとにまとめることに

ついて記載しております。

5 ページ「チ 第1報から第3報までの集計データ及び統計表等の作成、報告」でございます。

8月上旬、8月下旬、9月上旬をそれぞれ第1報から第3報としておりますけれども、それぞれ経産省及び農水省に進捗状況に来ていただくことについて記載しております。

(ロ) 上位企業データ比較表でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、上位企業の利用量あるいは製造量が調査全体に占める割合が高いため、調査結果の精度検証のため、本年度調査と昨年度調査の2つの比較表を様式例に基づき作成いただくこととしております。

(ハ) 第2報、第3報においても同様に対応すること。

(ニ) なお、第3報の際には、容器包装リサイクル法に基づく量・比率等の数値案及びその算定関係資料（暫定版）を作成し、提出することを求めます。

「リ 報告書統計表等の作成、報告」でございます。

こちらは平成25年度調査結果の最終版の作成と報告ということでございます。

「チ」で報告してきた集計データ、上位企業データ比較表、量・比率等の数値化につきまして、最終版として9月下旬に報告することを求めています。

「ヌ 次年度調査に向けた準備」でございます。

翌年度調査、平成26年度調査の調査客体を抽出するための手続について記載をしております。

「ル 事業報告書の作成」でございます。

今事業の実施状況報告書に取りまとめて、報告することについて記載しております。

業務内容の全体の流れは、このようになっております。

6 ページでございます。

⑤情報セキュリティ管理は、民間事業者がセキュリティマニュアル等を作成し、適正な情報管理を行うこと。情報セキュリティに関する事故が発生した際は、速やかに報告することについて記載しております。

⑥納品物件（納品時期）は、④の業務内容に応じて記載しております。

⑦業務受託に関する留意事項は、設備、名称、連絡・調整など、一般的なことを記載しております。

7 ページでございます。

「(2) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質」でございます。

①スケジュール遵守、②マニュアルによる対応等について、民間事業者からの報告と納入物件により毎月モニタリングすることとしております。

このうち③目標有効回答率でございますけれども、ここは平成25年度調査の集計締め切りとなる9月下旬時点における有効回答率が企業規模別に平成19年度から23年度までの5年間の実績値の平均を上回ることを目標としております。

8 ページの上から 2 行目のなお書きに記載しておりますけれども、目標を下回った場合には要因分析と必要な改善策を講じることとしております。

「(3) 契約の形態及び支払」でございます。

本事業は請負契約となります。業務終了後に契約金額を支払うこととなります。

3. 実施期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月 31 日までとしております。

4. 入札参加資格ですが、基本的に一般的な会計手続上の条件を整理して記載していません。

(4) につきましては、従来は経済産業省の競争参加資格、役務の提供等の「A」までとしておりましたが、今回、公共サービス改革のプロセスにのっとりことにより、入札参加資格以外の部分によっても適切業務の遂行が見込まれることから、競争参加者をふやすべく「B」まで拡大をしております。

9 ページ、5. 入札説明について記載をしております。

(1) 入札に係るスケジュール、(2) 入札の実施手続について記載しています。

10 ページ、6. 落札者決定に関する事項です。

落札者決定の評価方法について記載しています。評価項目の詳細は別紙 1 にまとめているので、後ほど御説明します。

11 ページ、7. の詳細も別紙 2 に記載しております。

12 ページからの 8. ですが、民間事業者が報告すべき事項、業務適正実施の確保のために講ずべき事項について一般的なことを記載しておりますので、こちらの説明は割愛させていただきます。

16 ページ、9. 第三者に損害を与えた場合における損害賠償につきましては、民間事業者が負うべき責任について記載しています。こちらも一般的な事項ですので、説明は割愛させていただきます。

10. 評価に関する事項についてでございます。

(1) のとおり、本事業の評価の時期を平成 26 年 2 月末と想定しまして、11 月末時点の実施状況について調査を行います。

(2) (3) ですけれども、民間事業者からの報告等をもとに、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたか確認する旨、記載しています。

(5) のとおり、平成 26 年 1 月をめぐりに実施状況等について報告することとしております。

また、報告する前に外部有識者の意見を聞くこととしております。

17 ページの 11. は、公共サービス改革法に基づくプロセスを実施するに当たり、一般的な必要事項について記載していますので、説明は割愛させていただきます。

19 ページの別紙 1 をごらんいただきたいと思います。

本事業は、平成 24 年度までの民間委託という形で実施をしております。一般競争入札の総合評価方式で落札者をこれまでも決定しておりました。

平成 25 年度事業につきましても、総合評価方式で落札者を決定いたしますので、基本的評価事項は従来変更ありませんが、競争参加者をふやすために、表の「2.2 組織の専門性、実績、資格」について、従来は基礎点の設定というのがあったため、実績がなければ参加できませんでしたが、今回につきましては加点項目のみに改めました。

また、全体的に創意工夫を求める項目が例えば 20 ページの「3.4 調査票の回収・審査・疑義照会」あるいは 21 ページの「3.5 督促」を多めの得点配分とし、これまでの実績よりも、むしろ創意工夫をこらした提案であるかどうかという点により重点を置いて評価するよう改めております。

22 ページからの別紙 2 として、従来の実施状況について記載しております。

22 ページの経費につきましては、直近 5,000 万から 4,500 万程度で推移しております。

23 ページの人員につきましては、これまでの実施体制について記載があります。

24 ページには、事業の実施のために必要となる施設及び設備というものが受託者において準備する必要があることについて記載しています。

25 ページは、これまでの目的の達成の程度、具体的には有効回答率の推移などについて記載しております。

26 ページの従来の実施方法等につきましては、直近の督促件数について記載しております。

27 ページには回収数の時系列推移、28～30 ページにかけましては照会対象件数とその時系列推移や内容について詳細に開示しております。

31 ページの別紙 3 以降ですが、実施要項本文に関する補足資料や様式例となります。個別の資料については割愛させていただきます。

長くなって申しわけございませんが、説明は以上でございます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

1 点、先に確認だけですけれども、先ほどのスケジュールの 9 ページの（1）の④入札書等提出期限ですが、これは「平成 25 年 5 月中」というのは、5 月末日ということですか。

○松木係員 5 月末日ということです。

○小林主査 それは「末日」と書いたほうがよくないですか。

○松木係員 はい。

○小林主査 お願いいたします。

井熊副主査、どうぞ。

○井熊副主査 御説明どうもありがとうございます。

幾つか質問があるのですけれども、これは基本的には統計処理をするための専門性といういろいろな問い合わせに答えるための容り法に関する専門性とあるのですが、この照会対応事例集というものが疑義に対しての大体どれぐらいのカバー率を持っているのか。毎年新

規のこういうマニュアルではカバーできないものがどのぐらい発生し得るのかということ。

あと、ここで言われている容り法の専門性というのは、具体的にどういふことを期待されているのかということがあります。

もう一つは、提案の中で創意工夫を評価されるということなのですが、創意工夫を含めた提案をするには、入札公告から提出期限が短過ぎるのではないかと思います、その辺を教えていただければと思います。

○松木係員 まず、照会対応事例集のボリュームのお話でしたが、こちらが全体としては200問ぐらい、かなり詳細にこれまでの蓄積として事例集として整備していますので、基本的にはこれで大体のお問い合わせはカバーできているものと考えております。

続いて、どれぐらい新しく追加されていくものなのかということですが、例えば2010年度の業務において追加されたQ&Aですと6問という形になりますので、そんなに目新しい質問というのは出てこないのではないかと、当然、民間事業者さんのほうでわからないことがあれば、我々のほうに照会をいただいて、一緒に対応方針を考えて対応していくということになります。

あと、具体的に容器包装リサイクル法に関する専門性はどのようなものが求められるかということなのですが、これは容器包装リサイクル法の法律の中でどのような手順で、どのような形でそれぞれの比率、例えば業種別の比率をどのような形で算定するというか、容り法の中に販売額を基礎として主務大臣が定める率とか、大体算定の仕方の概略が規定されてございまして、そういった規定の内容、要はこの量、比率の算定に関する部分について知識があること。この統計調査自体が、その調査をして、回収して、督促をしてというところまではいいのですが、その先、量、比率の算定までがこの事業の範囲になってございまして、その範囲の中できちんと適切に量、比率が円滑に算定できるかという観点から、そういった専門知識を求めているということでございます。

それと、入札公告から入札書等提出期限までの期間が短過ぎるのではないかと御指摘をいただきました。従来も我々のほうでは1カ月間という形でやっておるわけなのでございまして、ただ、この調査は後ろとの関係がございまして、量、比率を秋までに決定しないと、来年度の法律に基づく義務の算出というのができないということが生じますので、後ろのスケジュールを考えながら、提出期限をもう少し延ばせないかということについては、御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○井熊副主査 今のあれだと、容り法に関する専門性を求める必要がどこまであるのかということに関しては、説明の中で私はよくわかりませんでした。当然マニュアルをきちんと使えばいいのであって、数項であれば、経産省の方々がバックアップして、そんな大変になるような数でもないということと、スケジュールに関しては、ゴールデンウィークの前か後かということで、前倒しの努力とかそういうことをもう少しされたほうがいいのではないかと思います。

○小林主査 今のことに関連して言うと、評価票の19ページの2.2の評価基準と留意事項

がありますね。そこの上のところは書きぶりがちょっと違って、評価基準のほうには容り法のこと書かれていますね。だけれども、留意事項のほうは、今、井熊委員がおっしゃったとおり、統計調査にかかわる専門知識なりノウハウなりというところですね。だから、この評価基準のところの特段容り法のことを書き込む必要はありますか。

○松木係員 そういった意味では、きちんと算定方法も記載してございますし、一般的な事項についてはこれだけで理解できるということは御指摘のとおりなのですけれども、ただ、実際容器包装リサイクル法に関する知見があったほうが、その過程が当然円滑にできるということがございますので、したがって、ここも加点項目という形にさせていただいております。

なので、今の御指摘については、場合によっては、加点項目の加点の度合いの範囲内で検討させていただければと考えております。

○小林主査 書きぶりとしては、例えば「容り法」を取ってしまって「調査内容に関する専門知識」とすれば、それでカバーできるのではないかと思います。だから、容り法という、それを熟知していないといけないというか、その辺のハードルがとれて、調査内容でカバーできるのであれば、調査内容だけのほうがよろしいのではないかと思います。

○松木係員 御指摘を踏まえまして、記載ぶりについては検討させていただければと思います。

○小林主査 廣松専門委員、どうぞ。

○廣松専門委員 今の御議論に関して、統計の立場からいいますと、おっしゃるとおり、統計の専門知識というか、調査の方法も含めた知識があれば、それでいいのではないということかもしれませんが、ただ、そこはちょっと抵抗を覚えまして、やはりある程度、対象分野に関する知識がないといけない、ただ単に調査票を集めて、数値を整理すればいいというわけにはいかない側面はどうしても残ると思うのです。

ですから、書きぶりに関してはいろいろあり得ると思いますから、事務局等と御相談をいただいて、修正していただければいいと思いますが、この容器包装リサイクル法、そしてリサイクルそのものに関する知識は、やはり持っていただく必要があるのではないかと気がいたします。

それとは別によろしいでしょうか。

○小林主査 どうぞ。

○廣松専門委員 この調査の1つの大きな特徴は、経済産業省と農林水産省との共管になっていて、調査票を配り分けるわけですね。そのとき、例えば経済産業省に行く分に関しては、それを農林水産省のほうにも送るというようなことは求めているのですね。

○松木係員 はい。

○廣松専門委員 両省が分担する業種の調査票のみが戻ってくるという形になっているのですね。分かりました。

その名簿ですが、例えば2ページの貸与物件のロですが、調査客体名簿に関して、当然

のことながら、どの客体が経済産業省が担当する業種で、どの客体が農林水産省が担当する業種だということは明確に分かれていますね。

○松木係員 明記して、貸与することを考えております。

○廣松専門委員 わかりました。

この受託した業者が判断をするわけではないということによろしいですね。

○松木係員 きちんと業種は明記して、お渡しするということになります。

○廣松専門委員 わかりました。

その点はそれでいいと思うのです。その上のイですけれども、統計目的外利用名簿というのは意味がよくわからなかったのですが、これは具体的にどういうものなのでしょう。

○松木係員 この調査自体は、調査対象を抽出する際に、もととなる名簿として、工業統計ですとか、経済センサスなどを利用していただいています、それぞれの工業統計の名簿、経済センサスの母集団ということの意味しております。

○廣松専門委員 その点はわかりましたが、口では、具体的に客体の名簿はでき上がっているわけですね。そうすると、ほかの統計目的外利用名簿というのは、どういうものを業者に貸与することになるのですか。

○松木係員 これは統計の調査票を配付したときに、当然客体名簿に基づいて配付をするのですが、中には名簿情報が古いがゆえに、未達となってしまう事業者がございます。その分については、再び台帳といいますか、工業統計名簿とかから代替事業者を抽出する必要がございますので、貸与をするということでございます。

○廣松専門委員 わかりました。

○小林主査 どうぞ。

○井熊副主査 しつこいようですけれども、専門知識で、これは自分がやろうと思っていて一番怖いと思うのは、容り法がどういうものであるかということを理解しているということよりも、実際に事業者の現場のほうから上がってくる知識に答えられなくてはいけないということは全然レベルの違う話で、前者であれば、そこそこ理解している人を据えるということはできると思うのですが、事業者の現場に近いところの質問まで理解が及んでいなくてはいけないかというと、これは相当特定されてしまうということなので、仮にその知識を求めるとしても、一般的な理解があればいいのか、あるいは本当に事業者の人が実務のこれはどうやって扱ったらいいのだみたいな、そんな話まで答えなくてはいけないのかということになる。それを求めているのだったら、それを求めているということがわかるような記述なり何なりが必要だと思います。

○松木係員 その点は、御指摘を踏まえまして、どこまで知識を求めるとかということもこちらでもう一回整理させていただいて、それを踏まえて、記載内容を検討させていただければと思います。

○小林主査 その観点で言えば、この研修のところ、容り法とか調査内容に関する理解を深めるための工夫が見られるかというのが加点項目になっているのではないですか。だか

ら、そののとこととあわせて何を求めているのかということを確認してもらったほうがよろしいかと思いました。

○松木係員 わかりました。

○小林主査 宮崎専門委員、どうぞ。

○宮崎専門委員 ほぼ同じ内容になるかと思いますが、21 ページの 3.7 の加点項目で容器包装利用ですとか、製造等実態調査の結果の要因分析の方法などというものを加点項目にされていると思うのですが、これは実施する業務との関係において、具体的にどのような業務でこういったものがあつたほうがよいということなのか、そこを教えていただきたいと思ひます。

○松木係員 ここの結果分析のところなのですけれども、最終的にこの調査では、再商品化義務に関する容り法に基づく義務に関する量、比率を定めるわけなのですが、そのときに量、比率の算定方法として、この実態調査と環境省が実施する容器包装分類調査というデータ、これは同じ時期にでき上がるデータであつて、このデータは民間事業者がつくるものではないのですが、それとの平均値という形で算出することになっておひまして、ここで想定しているどちらに起因するものなのかというのは、ある意味そういう平均したときに、平均した結果の昨年度と今年度の値を比べた場合に仮に増加している場合には、分類調査の結果のほうが増加したから増加したというところですか、実態調査のほうが増加したから増加したといったところの分析をしていただくということを想定しておひます。

○宮崎専門委員 印象としては、統計の業務をやつていただく部分と、ある程度専門的な比率などを出す部分の業務が混ざつているというか、その部分が混ざるがゆえに専門性がないと、参入障壁になつているような面が若干あるような印象があつまして、そこはやはり官側で少しサポートしていくようにしないと、マニュアルを整備して貸与してあげるとか、何か取り組んでいかないと、競争性が高まらないのではないかと思ひます。

あわせてもう一点なのですが、この業務実施内容の中で、例えば 5 ページのりの (ロ) で、報告書統計表から比率等算出プログラムを用いて容器包装リサイクル法に基づく比率を算定して提出することというのがあつたのですが、この比率と算出プログラムというものは、経産省側で貸与されるものなのか、あるいは事業者にかついったプログラムの作成をあらかじめ求めるのかということ、これはどちらなのでしょう。

○松木係員 今のところ、私どものほうでは、貸与という形ではなくて、比率等の算出方法については別紙でお示しすることにしておひますので、それに基づいてあらかじめ民間事業者の方に用意いただいて、それを使つて算出していただくということを想定しておひます。

○宮崎専門委員 わかりました。

同じ意見なのですけれども、やはり統計の業務と比率を算定して法令上の納付額を算出した計算というのが合わさつてしまつているがゆえに、統計業務を純粋にやるための事業者さんの参入がしづらいということになつていて、そこは何かしらさついった資料を貸与

するとか、少し工夫しないと、参入しづらいのではないかという印象がございます。

○小林主査 廣松専門委員、どうぞ。

○廣松専門委員 関連の質問ですが、23 ページの「従来の実施に要した人員」のところで、ここは全部空欄というか、バーが引いてあるのですが、これは必要ではないという意味ではないですね。今まで事業を受けていた業者のほうからの報告にこの情報が含まれていないのかどうか、そこがちょっと気になりました。

○事務局 この部分は、官がやっていたときの要員を入れる形にしていまして、従来は委託になっている部分のときは、ここのところは数字が入らないです。

○廣松専門委員 入れない形になっているのですか。

○事務局 ただ、下の注記事項のところに、もう少し人員を入れられるとすれば、今、事業者のほうがまさにどれだけの人員を使ったかというのは、その委託先の担当の人員というところであらわしております。

○廣松専門委員 わかりました。

○小林主査 よろしいでしょうか。

尾花副主査、どうぞ。

○尾花副主査 細かい点も含めて3点なのですが、まず6 ページの⑥の「以下のイ〜チ」というのは「イ〜へ」の誤記ですか。

次に、7 ページの「基準日における目標有効回答率」の改善策を事業報告書において改善策を講ずると読めるのですが、この事業報告書というのは、8 ページの上から2行目「目標有効回答率を下回った場合は、事業報告書において改善策を講ずる」と読めるのですが、この事業報告書というのは、12 ページの8. の(1)の①のイの(へ)という事業報告書の3月31日に出すもののように見えるのですが、契約年度末に出す事業報告書で改善策を講ずるというのは、次年度のことを考えておられるのかという点。もし年度中に改善策を講ずるのであれば、この事業報告書がほかの名称の報告書なのかどうかというところです。それが2点目。

3点目は、非常に大ざっぱな質問なのですが、なぜ同じところしか落札されないのかというところを御省ではどのように分析されておられるのかということです。

お願いします。

○松木係員 まず、事業報告書なのですけれども、これは記載のとおり、25年度事業の中で「改善策を講ずる」と書いてございますが、要因を分析して、こんな対応をしますと。

この事業の流れとしては、通常は客体を抽出したりとかして、そこから始まって、結果を出して終わりなのですが、ちょっとずれていまして、もう客体が抽出された状態からスタートして、結果をまとめて、次年度調査の調査客体をつくり始めるところも事業の中身になっているのです。その過程で、要は次年度調査に向けた準備の中で、当然そういった結果を反映する。例えば調査票をこういう形に改善しましたとか、そういったことができ得ると考えましたので、この25年度内の事業報告書でまとめていただくということで記載

してございます。

もう一点の1者がずっと落札していることについての見解をという御指摘でしたけれども、これは従来は、23年度、24年度は1者応札になってしまっているのですが、22年度までは複数者の応札がございました。そういった競争性のある中で、結果的に1者が落札してきたということなのですが、御指摘の趣旨とずれてしまうかもしれませんが、なぜ1者応札が続いているのかということ、過去に応札していた者に、なぜ応札をしなくなったのかということ、過去に応札をしていた事業者についてヒアリングさせていただきましたが、過去に応札をしていた事業者に聞いたところ、やはり統計調査はマンパワーが必要な調査なので、コストの面では競争がしにくい。したがって、技術点で競争というか、ほかの事業者と戦っていかねばならないとその事業者は考えておられて、その中でこの調査は、従来からほぼ同じような形で実施しておりますので、仕様書もずっと変わらない中で、ずっと1者が落札しているということで、この評価項目自体が従来の実績が評価されやすい仕組みになっているのではないかと、勝ち目がないだろうなということで応札をしなくなったという話でございましたので、そういったヒアリング結果も踏まえて、今回こういう形に評価項目も実績を必須としないという形で対応しているところでございます。

○尾花副主査 では、事業報告の8ページのところは、翌年の改善策を講じるという意味なのでですね。

○小林主査 書きぶりがちょっとおかしいですね。「講ずる」というと、事業者が講ずるではないですか。日本語がちょっとおかしいですね。だから、これは事業者が改善策を講ずるのではなくて、「改善策を提示する」というように直したほうがいいように思います。

それから、1点目の尾花委員の「イ〜チ」は「イ〜へ」の間違いですねというのは単純なミスでよろしいですか。

○松木係員 はい。

○小林主査 今の御回答もありましたとおり、やはり技術点の評価のところ、既存の業者さんの実績というのが反映しやすいというので工夫をしたという御回答もありましたので、その点も含めて、先ほどの競争性を確保するために、もうちょっと書きぶりとか対象についてチェックしたほうがいいのではないかと印象を持ちました。

ほかはよろしいですか。

○渡邊課長 各委員から御指摘をいただきましたし、今、小林主査にもおまとめいただきましたけれども、私どもはきょうの御指摘も踏まえて、かつそもそもなぜこの公共の手にこの調査が載っているのかということの趣旨もしっかり踏まえながら、事務局とも相談して、工夫をしていきたいと思っております。

ただ、冒頭にも少し御紹介しましたように、これは個々の事業者、まさに義務の対象となっている個々の事業者が毎年負うべき負担額に直接影響があるものでございますので、やはりそうはいつでも、しかも、毎年算出根拠を出して、それから各事業者で算出をしてもらうということもありますので、期限もある程度しっかり守りながらやっていかなければ

ばいけませんし、正確性も相当問われる部分だと思っておりますので、そういった面も踏まえる必要は立場上あると思っております。

そういう中で、この公共入札の趣旨をしっかりと踏まえまして、できる範囲で工夫を考えたいと思っております。

○小林主査 ありがとうございます。

今、個別の単純なミスの部分と、もう少し検討いただく点というのが出てきましたけれども、事務局のほうでお願いします。

○事務局 専門性のところとか、競争性のところとか、もうちょっと具体的にできるところを御相談させていただいて、また御提示させていただきたいと思います。

○小林主査 ただ、渡邊課長がおっしゃったとおり、この調査の目的を達成するために必要とされる技術の評価項目というのもあると思いますので、そこも加味した上で、やはり少し競争に参入していただける業者がふえるように、競争性が働くように工夫できるかどうかというのは、事務局と検討させていただきたいと思います。

○渡邊課長 まさにそのバランスのところは、もう少しできる限り見てみたいと思います。ありがとうございます。

○小林主査 では、事務局の確認すべきことは、今の検討結果をフィードバックさせていただいて、それで確認した上でパブリックコメントということですか。

○事務局 はい。

○小林主査 それでは、そういう手続にしたいと思います。

その手続を踏んだ上で、パブコメを受けて、次回の審議で議了するという方向で進めたいと思いますので、経済産業省と農林水産省におかれましては、またいろいろ検討いただく必要がございますけれども、競争性が働きますように工夫させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただいて、事務局で整理していただき、またその結果を委員に送付するという手続にしたいと思います。確認していただくことがございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

(経済産業省、農林水産省関係者退室)

(農林水産省関係者入室)

○小林主査 続きまして「木材価格統計調査」の審議を始めたいと思います。

本事業につきましては、平成 22 年 11 月から平成 26 年 1 月までの 3 年 3 カ月間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施してきたところですが、まずは事業の実施状況について、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課の内畠課長より、御説明をお願いしたいと思います。

御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○内島課長 農水省の内島でございます。よろしくお願いたします。

資料2に基づきまして、木材価格統計調査の実施状況について御報告をさせていただきたいと思ます。

本調査は、公共サービス改革法でいうところのいわゆる民間競争入札を行いまして、23年から25年までの調査として実施しているもので、この資料は23、24の2カ年分の実施状況をまとめたものでございます。

事業の内容としましては、木材価格統計調査、これは素材、平たく言うと丸太と、柱材にするような製材品の価格調査を行っておりまして、その実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、謝金自体は契約金額に入っておりませんが、謝金の支給に関しては請負契約の中に入れていているという事業の流れでございます。

契約期間は、平成22年11月から平成26年1月31日までの3年3カ月です。これは準備期間も含めておりますので、3カ月間よけいに用意されているということでございます。

受託者は、財団法人農林統計協会でございます。

「Ⅱ 確保されるべき質の達成状況及び評価」でございます。

これは月次で約400の調査客体から取引価格を聞き取る調査をするわけですけれども、要項上、調査票の回収率として100%きちんと回収してもらうことを要請しておりまして、これにつきましては23年調査、24年調査とも全て回収してもらったということでございます。そのために報告がおくれがちな調査客体については、しかるべく督促をしたということでございます。

2ページ、調査客体からの問合せ対応につきましては、当省との打ち合わせを十分にさせていただいた上で、具体的な事例を含む業務マニュアルというものを作成してもらって、対応していただいた。さらに照会があった場合には、逐次その内容をマニュアルに追記して、以降の対応に役立てたということでございます。

その結果、問合せ件数も前期と比べてほぼ同数、むしろ減っているという傾向でございますし、苦情についてもゼロということでございます。

調査票の審査については、まず目視で記入漏れがないか等の確認をした上で、一定の値動きを示すものについては、ちょっとおかしいのではないかとことを確認するためのプログラムを協会の方につくっていただいて、その審査基準以上の変動がある場合については、必要な場合には調査客体に対して、その問合せをしたということでございます。

ただ、その疑義照会の件数についても、22年、23年と年々減少傾向にあるということでございます。

3ページ、以上を踏まえますと、当方で課しておりました確保されるべき質とした調査票100%の回収も達成しておりますし、あるいは問合せ、疑義照会についても創意工夫をしてきちんと行ったということで、業務実施面では一定の評価ができるのではないかと我々としては考えてございます。

「Ⅲ 実施経費の状況」でございます。

現在の23年から第2期の市場化テストをやっておりますけれども、平成21年と22年と2年間にわたって第1期の事業を実施しましたが、それ以前は、我々統計部、国の職員がまだ調査をやっておったわけですが、それと比較すると、現在やっている2期事業の契約金額は1,890万ですが、1調査年分で見ても、削減額は761万の削減ができたということでございますし、1期の事業と比較しましても、1期当たり231万7,000円の経費が削減されているということで、非常に効率的な事業の実施ができたのではないかと、経費面から見ても評価できるのではないかと考えてございます。

「IV 実施体制」につきましては、23年、24年とも表に掲げてあるような体制で行っておりまして、その体制の変化はございません。来年についても同じような体制で実施いたします。

実査準備につきましても、必要な調査関係用品の印刷の発送をきちんと行ったというのが(1)でございます。

(2)につきましては、調査の連絡・協力確認につきましても、調査用品の送付先あるいは謝金振込用の口座に変更がないか等の確認をしておりますし、翌年の調査連絡・協力確認につきましても、協力を得られなかったものについては、当方で調査客体を替えるという作業を23年、24年とも行っております。

5ページ「3 実査」でございますが、これも適切な調査関係用品の配布につきましては、1年間まとめて12月に送るということもきちんとやってございますし、調査客体からの照会対応につきましても、基本的には年末年始、土日・祝日を除いて業務時間内にはきちんと対応したということでございます。

先ほど申しましたように、あらかじめ業務マニュアルというものを作っておいた上で対応した上で、実際に照会のあったものについては、それに追記し対応するという工夫も講じてございます。

回収、督促につきましてはですが、調査票の回収については、郵送、オンラインあるいはファックスの中から客体が希望するものを選んでいただいて回収しております。最近では、ファックスを希望する客体が多くなってございますが、これにつきましては、先ほども若干触れましたが、報告の遅れがちな客体については、適宜督促をして、100%の回収率を達成したということでございます。

4番目の審査、疑義照会につきましても、先ほどの繰り返しになりますが、2段階でまず目視をやって審査する。その上で、審査プログラムを用いて、一定の変動があるものについては、その理由をきちんと確認したということでございます。

6ページ、「集計及び第1報結果表の作成・審査」につきましては、自動集計プログラムを用いまして、効率的に行っております。

集計結果の審査につきましては、セキュリティ確保のために、責任者の管理のもとに2人1組で審査基準に基づいて適切に実施してございます。

謝礼支給につきましても、全調査客体に対して受領辞退がありませんでしたものですか

ら、きちんと口座確認を行った上で適切に支給をしたということでございます。

7番ですが、この実施状況を取りまとめるに当たりまして、全調査客体に対して、受託事業者の対応状況がいかなるものであったかということについて、昨年11月から12月にかけてアンケートを配布して、意見を聴取してございますが、その集計結果につきましては、8ページ以降にまとめてございます。調査協力依頼の状況、あるいは問合せの対応、督促の対応、照会確認対応状況につきまして、いずれも「良い」「どちらかといえば良い」というおおむね好意的な回答であったと思っております。

最後に全体的な評価ですが、事業の達成状況、あるいは事業実施経費の面から見ても、いずれも確保されるべき質とした回収率100%を達成しておりますし、実施経費の面でも、我々国の職員でやってきたときから比べると、相当額あるいは1期の事業と比べても、1調査年当たり200万以上の経費が削減されているということで、大変良好な実施結果であったという評価ができると思っております。

したがいまして、次期26年からの事業につきましては、新プロセスに移行するための要件というものを全て満たしていると我々は考えてございますので、新プロセスに移行して事業をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小林主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料Bに沿いまして、御説明させていただきたいと思えます。

「1 事業の概要等」でございますが、今、農林水産省さんから御説明がありましたので、省略させていただきます。

2ページ「2 受託事業者決定の経緯」でございますが、本事業につきましては、入札参加者が2者ありまして、いずれも入札参加資格を満たしていた。22年10月25日に開札したところ、1者が予定価格を上回り、予定価格範囲内の1者が落札者となったところでございます。

「II 評価」でございますが、確保されるべき質として設定された目標回収率100%を達成しており、評価できるということになっております。

受託事業者は、電話、ファックス又は電子メール等により督促を行っており、期限内の回収率を高めるために、報告が遅れがちな調査客体に対し、報告期日前に電話、ファックス又は電子メールにより報告期日で知らせるなど、創意工夫を行っていることも評価できるということといたしております。

「イ 調査票・集計結果の審査、疑義照会対応」でございます。

実施状況につきましては、省略させていただきます。

評価につきましては、調査票の審査を目視により確認を行った後、審査事項一覧表を基に作成した審査プログラムを作成し、審査を2段階で行ったこと、また調査客体と連絡が

つきやすい時間帯を把握し疑義照会を行う等の創意工夫を行ったことも評価できるとして
ございます。

「(2) 実施経費」でございますが、本事業は契約金額 1,890 万円であり、従来の実施
に要した経費の約 45%に相当し、3 年間で 2,284 万、1 年間で約 761 万円の経費が削減さ
れている。

先ほども農林水産省さんから御説明がありましたように、1 期目と比較した場合でも
231 万 7,000 円の経費が削減されているところでございます。

「3 評価のまとめ」といたしまして、確保されるべき質として設定した毎月の調査票
の回収率 100%を達成できたことを評価できる。経費面につきましても、1 調査年当たり
約 761 万円削減されていることも評価できる。また、民間事業者においても創意工夫が発
揮されているということで評価をまとめさせていただいております。

最後に「4 今後の事業」でございますが、実施状況が良好であるということと、経費
の面でも削減されているということから、次期事業においては、新プロセス運用に関する
指針に基づく新プロセスへ移行した上で事業を実施することが適当であると考えられると
評価をまとめてございます。

以上でございます。

○小林主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました実施状況及び事業の評価(案)につきまして、御意見、
御質問をお願いいたします。

井熊副主査、どうぞ。

○井熊副主査 まず、大変すばらしい事業の結果かと思えます。

新プロセスへの移行につきましては、私は異論ございません。ただ、今後の実施の懸念
点ということで、回収の目標が 100%という表現の仕方なのですけれども、100%を目指す
のはいいのですが、どんなこともなかなか 100%というのは難しい部分がありますので、
民間に何か一方的に責任を押しつけるようなイメージで伝わらないとか、そのところは
ぜひうまい事業者への伝え方というのを工夫していただきたいと思えます。

以上です。

○小林主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この木材価格統計調査の事業の評価(案)に関する審議はこれまでとしたい
と思えますけれども、事務局から何か提案すべきことはありますか。

○事務局 特にございません。

○小林主査 よろしいですか。

今、井熊委員から御指摘があったとおり、100%目指すということは大変だと思うので
けれども、それについての農林水産省と民間事業者間の共同体制といえますか、どうい
うサポート体制といえますか、そういったことについての御配慮といえますか、そういうこ
とに留意していただきたいということだと思えますので、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

それでは、事務局におかれましては、きょう御指摘いただいた点と評価（案）につきまして、新プロセスに移行するといったような方向で報告いただくということでコンセンサスが得られていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この報告は、私がするのですか。

○古矢参事官 本委員会では、内閣府側からいたします。

○小林主査 それについては、この報告（案）でいいということでもいいですね。

○事務局 そうです。

○小林主査 では、この方向で行いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

（農林水産省関係者退室）

（農林水産省関係者入室）

○小林主査 続きまして「牛乳乳製品統計調査」の審議を始めたいと思ひます。

本事業につきましては、平成 22 年 11 月から平成 26 年 1 月までの 3 年 3 カ月間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施したところですが、事業の実施状況について、まず、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課の岩濱消費統計室長より御説明をお願ひしたいと思ひます。

御説明は 15 分程度でお願ひいたします。

○岩濱室長 岩濱でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の「民間競争入札実施事業 牛乳乳製品統計調査の実施状況について」を御説明いたします。

牛乳乳製品統計調査は、牛乳処理場あるいは乳製品工場を対象に、牛乳や乳製品の生産量などを調査している調査でございます。

まず「Ⅰ 事業の概要」からです。

民間競争入札により、平成 23 年調査から 25 年調査までの事業を実施しております。

内容は、実査準備、実査、調査票データの審査、入力、集計、公表等の作成並びに調査客体への謝礼支給に係る業務であり、契約期間は平成 22 年 11 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日までの 3 年 3 カ月間で、受託者は株式会社日本リサーチセンターです。

「Ⅱ 確保されるべき質の達成状況及び評価」でございます。

23 年 1 月に実施した年 1 回の基礎調査、平成 24 年 11 月分の月別調査までを評価の期間としております。

まず、調査票の回収・督促ですけれども、調査票の回収率は表 1-1 と表 1-2 のとおり、基礎調査、月別調査ともに 100%を達成いたしました。

また、評価期間の督促件数は、表 2-1、2-2 のとおり、合計で基礎調査が 342 件、月別調査が 514 件で、いずれも 1 年目よりも 2 年目の方が減少しております。

次に、調査客体からの問合せへの対応ですけれども、調査の実施に当たり、民間事業者

は調査内容と業界の動向を正確に把握するための資料やマニュアルを作成して、担当者への研修を実施しております。調査客体からの問合せ等への対応については、専属要員を配置・育成するとともに、問合せや疑義照会を通じて更新される調査客体の情報について、事務局内にデータベースを構築することで円滑な対応のための情報共有を図っております。

このこともあり、表3-1と3-2のとおり、問合せ件数は合計で基礎調査が138件、月別調査が371件ですけれども、1年目より2年目が大幅に減少しております。

また、苦情については、基礎調査、月別調査ともに0件でした。

なお、問合せの主な内容ですけれども、調査票の記入の仕方、オンライン調査システムの操作方法、担当者や連絡先の変更などです。

3ページの調査票の審査及び疑義照会対応は、回収され、電子化された調査票データを農水省が貸与した疑義照会用プログラムを用いて審査基準に該当する調査票を抽出いたします。審査等が必要な場合には、疑義照会を的確に行っています。

また、疑義照会に対する調査客体からの回答内容をデータベース化して、事務局内において情報を共有することにより、それ以降の審査及び疑義照会の参考としています。

評価期間の疑義照会件数は、表4-1のとおり、基礎調査は692件で、内訳は平成22年が388件、平成23年が304件、月別調査は表4-2の左端のところになりますけれども7,727件で、内訳は平成23年が4,121件、平成24年が3,606件となっています。

照会の内容ですけれども、前年と比較した当年データの増減理由、通常月と異なるような工場間における生乳の総受乳量等の確認、飲用牛乳等の都道府県出荷量の確認、あとは記入誤りと思われるようなデータの確認などになります。

以上のことから、確保されるべき質の評価は、回収率については基礎調査、月別調査ともに確保されるべき質として定めた100%を達成しております。また、調査客体からの問合せ、疑義照会についても効率よく実施されており、評価できるものと思います。

次に「Ⅲ 実施経費の状況」でございます。

市場化テスト開始前の国の実施経費、これは20年度の経費を3倍しておりますが、5,558万1,000円で、平成23年調査から25年調査までの3調査年分の契約金額は3,083万5,035円ということで、従来の実施経費の約55%に相当しております。農林水産省側としましては、2,474万5,965円の経費が削減されていると考えております。

なお、4ページに移りますけれども、平成21年調査から2年間で実施した市場化テスト第1期事業の契約金額と比較した場合は、2年と3年で期間が異なりますので、1年当たりでの比較となりますが、農水省側としては1年当たり591万7,882円の経費が削減されております。

「Ⅳ 事業の実施状況」でございます。

実施体制は、基礎調査を表5-1、月別調査を表5-2に整理しております。

上から3項目めになりますけれども、調査客体からの照会対応について、両調査で両年とも常時2名設置しているほかは、各事項ともかなり効率化が図られているという状況で

ございます。

以降「2 実査準備」から「6 調査客体の謝礼支給」まで、調査の流れに沿って実施状況を整理しておりますけれども、2の「(1) 調査関係用品の印刷」については、農林水産省による原稿の確認後、適切な時期に印刷を終えております。

2の「(2) 調査客体への協力依頼」ですが、1年目は民間事業者の変更とそれに伴うオンラインでの回答方法に変更がありましたので、調査開始前に農林水産省が関係団体、調査客体に対する事前説明を行った後に、民間事業者において電話による依頼を行っております。また、調査客体にオンライン調査への変更案内、担当者や連絡先の変更等の確認もそのときに行っております。

具体的な協力確認の実績になりますけれども、平成22年基礎調査が663調査客体に対して調査協力の確認を行って、655 客体から協力の了解を得ております。協力の得られなかった8 客体については、廃業等の理由が挙げられております。

平成23年月別調査と平成23年基礎調査については、それぞれ389 調査客体、628 調査客体に対して調査協力の確認を行って、全ての調査客体から了解を得ております。

また、平成24年月別調査は、平成23年月別調査からの継続調査客体に対しては改めての依頼は行っておりませんので、平成24年4月からの新規調査客体である2 調査客体に対して、調査協力を行って、全て了解を得ているという状況でございます。

6 ページ、3の「(1) 調査関係用品の配布」は、適切な時期に行われております。調査関係用品のほかに、各月の報告期日を明示したものを同封したり、電話、ファックスにより到着確認を行うといった工夫もなされております。

3の「(2) 調査客体からの照会対応」については、専用回線を設置して、専属要員を配置して対応しております。照会のあった内容をデータベース化して、事務局内において情報共有を図ることで、それ以降の照会対応が効率的に行えるよう工夫がなされております。照会対応業務の実施状況は、年末年始、土日・祝日を除く午前10時から午後5時までを基本として、電話受付のほか、メール、ファックスによる受付も随時実施しているという状況でございます。

3の「(3) 調査票の回収・督促」の実績ですけれども、1、2 ページで説明いたしましたが、回収の方法は郵送、オンライン又はファックスの中から調査客体が希望する方法により行っております。オンラインとファックスが主体になっているのが実態でございます。

督促については、電話、電子メール、ファックスにより、報告期日の事前通知を行うなどの工夫もなされております。

「4 調査票の審査」でございます。農林水産省の貸与した審査事項一覧表を基に、疑義照会用プログラムを用いて、審査基準を超えたデータについての理由を確認して、必要な場合は調査客体に電話、電子メール、ファックスによる疑義照会を行っております。ここでも疑義照会の内容をデータベース化するなど、事務局内において情報共有を図ることで

効率化の工夫を行っているところでございます。

「5 集計及び第1報結果表の作成・審査」については、集計は農林水産省が貸与した集計プログラムを用いて、集計結果の審査は審査基準に基づき適切に行われております。

「6 調査客体への謝礼支給」については、翌年の調査の連絡・協力確認を電話により行う際に、謝金の振込先口座の確認を行って、口座振込により行っております。

実施状況は、表7のとおりでございます。

「7 調査客体への対応状況」でございます。平成24年10月末の月別調査客体に対して民間事業者の対応状況について、アンケートにより把握を行いました。調査客体数は370事業所、回収数は293事業所で、回収率は79%です。

内容は、事務局からの調査協力依頼の状況、問合せに対する事務局の対応状況、事務局からの督促対応状況、事務局からの照会・確認対応状況、事務局全体の感想についてでございます。

集計結果は9ページの別紙にありますので、それに沿って見ていただければと思います。

1の問2を見ていただければと思いますが、調査協力依頼の際の事務局の態度については「どちらかといえば悪い」というのが1客体、問3の協力依頼の説明についてですけれども「どちらかといえばわかりづらい」が5客体からあったのですが、おおむね「良い」あるいは「わかりやすい」との回答でございました。

10ページの2の問4、問合せに対する事務局の説明については「どちらかといえばわかりづらい」又は「わかりづらい」と回答した調査客体はありませんでした。

3の問2の督促の仕方・態度でございますが「どちらかといえば悪い」又は「悪い」との回答が3客体からあったものの、おおむね「良い」あるいは「どちらかといえば良い」という回答でございました。

問3の照会・確認の際の態度については「どちらかといえば悪い」との回答が3客体からあったものの、おおむね「良い」あるいは「どちらかといえば良い」との回答でございました。

以上のことから、8ページに戻っていただきますけれども「V 全体的な評価」でございます。

実施状況については、調査票の回収率が各調査において確保されるべき質とした100%を達成しております。また、調査票の回収・督促・疑義照会等も滞りなく行われており、事業実績及び実施経費の両面において良好でございました。

また、調査客体へのアンケート結果もおおむね良好な評価を得ていることから、全体的な評価として良好に実施されていると評価しております。このため、本事業は良好な実施状況であり、次期においては「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスに移行した上で事業を実施することをしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○小林主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明を

お願いいたします。

○事務局 それでは、資料Cに基づきまして、牛乳乳製品統計調査業務の評価（案）について御説明させていただきます。

「1 事業の概要等」につきましては、今ほど御説明いただきましたので、省略させていただきます。

「2 受託事業者決定の経緯」でございます。

入札参加者は3者、いずれも入札参加資格を満たしていたということでございます。平成22年10月25日に開札したところ、入札金額は2者が予定価格を上回り、予定価格の範囲内の1者が落札者となったということでございます。

2ページ「II 評価」でございます。

確保されるべき質として設定された基礎調査、月別調査ともに目標回収率100%を達成しており、評価できるとしております。

また、督促・回収の管理、調査客体に報告期日を事前に通知するなど、調査票の回収率を100%にするための創意工夫が行われたことも評価できるとしております。

「イ 調査客体からの問合せ対応、調査票の審査及び疑義照会対応」でございます。

「実施状況」につきましては、省略させていただきます。

「評価」でございますが、受託事業者は、調査客体情報及び疑義照会の内容等についてデータベース化し、情報を共有したこと及び問合せ、疑義照会等の業務を効率的に行うための創意工夫を行ったことは評価できるとしております。

3ページ、「実施経費」でございますが、契約金額3,084万円は、従来、官が実施に要した経費の約55%に相当し、農林水産省側は3年間で約2,475万、1年間で約825万の経費が削減されています。21年調査から実施した1期目の契約金額と比較した場合でも、1調査年当たり591万8,000円の経費が減少しているということでございます。

「3 評価のまとめ」でございますが、確保されるべき質として設定した調査票の回収率、基礎調査、月別調査とも100%達成できたことは評価できる。

実施経費につきましても、従来の実施に要した経費に比べ、1調査年当たり約825万削減されていることも評価できる。また、民間事業者においても調査票の回収、問合せ及び疑義照会について創意工夫が発揮されているということでまとめさせていただいております。

以上のことから「4 今後の事業」でございます。

事業は良好な実施状況にあることから、次期事業においては「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で事業を実施することは適当であると考えられるとまとめております。

以上です。

○小林主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、御

意見、御質問をお願いいたします。

井熊副主査、どうぞ。

○井熊副主査 どうも御説明ありがとうございました。

大変すばらしい結果であろうかと思えます。私個人としては、新プロセスへの移行については異論ございません。ただ、先ほどの案件でも申し上げたのですが、100%の回収目標というのが非常にいろいろな不確実性がある中で、ややもすると現実的に非常に厳しく聞こえてしまう部分がありますので、今後事業者に伝えるときには、そこに柔軟性とか、農林水産省としての協力姿勢であるとか、そういうところがうまく伝わるような形でやってほしいと思います。

以上です。

○小林主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ただいま御指摘いただいた点は、農林水産省の100%達成するための協力体制といえますか、協力関係といったことには留意していただきたいと思えます。

結果としては、大変すばらしい結果だと思うのですが、1点、私もちょっと気になったといえますか、あれなのですが、入札参加3者で、結局結果としては、価格で2つが落ちてしまったので、価格と技術とあわせた競争というのが結果的にはなかったけれども、事業の実施結果としては大変良かったということだと思うのです。新プロセスに移行するということで全く異存はないのですが、できたら、価格と技術と競争していただき、ノウハウといえますか、サービスを改善していただくということが1つ希望したいところです。

それでは、時間になりましたので、この「牛乳乳製品統計調査」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 ありません。

○小林主査 では、今、委員から御指摘があったことも踏まえて、農林水産省では新プロセスに移行していただくような方向でやっていただきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

この評価（案）は参事官が御報告なさって、評価（案）については私があれなのですか。いいのですよね。

○事務局 結構です。法律では、内閣府が評価（案）を作るということになっております。

○小林主査 概要というのは別に関係ないのですね。

○事務局 関係ありません。

○小林主査 では、そのような方向でよろしく願いしたいと思えます。

本日はありがとうございました。

（農林水産省関係者退室）

（農林水産省関係者入室）

○小林主査 続いて「生鮮食料品価格・販売動向調査」の審議を始めたいと思います。

本事業につきましては、平成 22 年 11 月から平成 26 年 2 月までの 3 年 4 カ月間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施したところですが、まずは事業の実施状況について、引き続き、岩濱室長より御説明をお願いしたいと思います。

御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○岩濱室長 お手元の「民間競争入札実施事業生鮮食料品価格・販売動向調査の実施状況について」を御説明いたします。

生鮮食料品価格・販売動向調査は、生鮮野菜を取り扱っている小売事業所を対象に、生鮮野菜の国産標準品あるいは有機栽培品、特別栽培品、そして輸入品別に販売数量、販売金額を把握して、販売価格を把握しているという調査でございます。

1 ページの「Ⅰ 事業の概要」でございます。

民間競争入札により、平成 23 年調査から平成 25 年調査まで事業を実施しております。内容は実査準備、実査、審査、調査票データの入力、集計、公表物の作成並びに調査客体への謝礼支給に係る業務であり、契約期間は平成 22 年 11 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日までの 3 年 4 カ月間で、受託者は株式会社日本インヴェスティゲーションでございます。

「Ⅱ 確保されるべき質の達成状況及び評価」でございます。

平成 23 年は 1 月から 12 月分、平成 24 年は 1 月から 9 月分までを評価期間としております。

まず、「調査票の回収・督促」でございますが、各月の 130 調査客体からの調査票の回収率は、調査票の提出期日を事前通知するなどの創意工夫を行って、電話又は電子メールにより督促を行った結果、表 1 のとおり、評価期間の全ての月において確保されるべき質とした月別目標率 70%を上回り、評価期間を通した平均回収率も 80.6%と確保すべき質とした年間目標率 76%を上回りました。評価期間を通した督促件数は 661 件となっております。

2 ページでございます。

2 の「(1) 調査客体からの問合せ対応」は、事業者は調査事務局の専用回線を設置し、調査客体からの問合せ、苦情等への対応は、本業務に精通した責任者を中心に対応して、可能な限り即時解決を図るとともに、問合せ等をデータベース化して、以降の照会対応の参考としております。評価期間の問合せ件数は 60 件、苦情件数は 0 件でございます。

なお、問合せの主な内容ですけれども、調査票の記入の仕方、調査対象日の確認、調査関係用品の再送付依頼、あるいは調査辞退、閉店の連絡などでございます。

「(2) 調査票の審査及び疑義照会対応」は、回収された調査票を農林水産省が提示した審査事項一覧表に基づいて、審査用プログラムによるデータ妥当性等の審査を行い、疑義が生じた項目については、必要に応じて調査客体へ電話、電子メール等で疑義照会を的確に行っております。また、過去に同様の疑義照会を行い修正の必要がない事例や、疑義照会により把握した調査客体ごとの特徴がございますので、そういったものをデータベー

ス化することにより、以降の疑義照会の参考としております。疑義照会件数は合計で 676 件となっております。

なお、疑義照会の主な内容でございますが、品目別の販売価格の前月あるいは前年同月と比べた価格騰落率の動向、国産標準品と有機栽培品あるいは特別栽培品、輸入品間の価格比でございますとか、店舗間の価格比というものでございます。

以上のことから、確保されるべき質の評価は、回収率については年間目標率 76%、月別目標率 70%についていずれも上回っております。

調査票の審査及び疑義照会についても確実な審査、過去の疑義照会の内容等をデータベース化するなど、効率的な審査、疑義照会がなされており、評価できるものです。

次に「Ⅲ 実施経費の状況」でございます。

市場化テスト開始前の実施経費、先ほどと同じでございますが、20 年度実施経費を 3 倍しております。これは 1,994 万 1,000 円で、平成 23 年調査から平成 25 年調査までの 3 調査年分の契約金額 1,396 万 5,000 円は従来の経費の約 70%に相当し、農林水産省側としては 597 万 6,000 円の経費が削減されております。

なお、平成 21 年調査から 2 年間で実施した市場化テスト第 1 期事業の契約金額と比較した場合には、期間が異なるため、調査年当たりでの比較となりますけれども、農林水産省側としては 1 調査年当たり 63 万 8,825 円の経費が増加しております。

これは、第 1 期が低入札価格であったことに加えて、調査精度維持のため、民間事業者に代わって農林水産省が調査票の実質的な審査を行ったのに対して、第 2 期では第 1 期と同一の民間事業者が落札したということもありますが、第 1 期において不十分であった調査票の審査業務等に要する人件費の経費が増加していることによるものです。

次に「Ⅳ 事業の実施状況」でございます。

「実施体制」については、4 ページの表 5 のとおりでございます。客体の選定、確認・協力依頼が 2 年目に増えたのですが、これは回収状況の悪い客体に対して選定替えを積極的に行ったことによるものでございます。

以降「2 実査準備」から「6 調査客体への謝礼支給」まで、調査の流れに沿って実施状況を整理いたします。

2 の「(1) 調査関係用品の印刷」については、全て農林水産省による原稿の確認後、適切な時期に印刷を終えております。

「(2) 調査客体への調査依頼」については、毎年 12 月 1 日現在の調査客体の回収状況などを踏まえて、継続して依頼できると判断した客体には、電話による継続意向の確認をし、選定替えの必要があると判断した客体と継続の意向確認で協力が得られないという御返事をいただいた客体について代替選定を行っているということでございます。

確認の際には、オンライン調査への変更を案内するとともに、調査用品の送付先、謝金振込用の口座に変更がないかも確認しております。

具体的な協力確認の実績ですけれども、平成 23 年調査、平成 24 年調査ともに 106 調査

客体から翌年の調査協力を得ております。一方、選定替えの必要があると判断した調査客体及び翌年の調査協力を得ることができなかった調査客体について、都市別母集団名簿を基に平成23年調査、平成24年調査ともに24の新しい調査客体を代替選定できております。また、年度の途中でございますが、平成23年7月、閉店等を理由に調査の継続が困難となった8調査客体ございましたけれども、それについてもしっかりと選定替えは行えている状況でございます。

5 ページでございます。

3の「(1) 調査関係用品の配布」は、適切な時期に行われております。

「(2) 調査客体からの照会対応」は、事務局に専用回線を設置し、常時2名を配置しております。照会のあった内容をデータベース化して、照会対応が効率的に行えるような対処をいたしております。

また、毎月、調査対象週の月曜日に調査対象日の周知を行っております。

実施状況は土日・祝日を除く午前9時から午後6時まで対応しております。

「(3) 調査票の回収・督促」でございます。

調査票の回収につきましては、郵送、ファックス、又は電子メールの中から調査客体が希望する方法により行っておりますけれども、郵送と電子メールが主体となっております。

また、督促に当たっては、四半期ごとの調査票提出日の2週間前に調査票の提出期日を事前通知するなど工夫がなされております。

「4 調査票の審査、調査客体への疑義照会」でございます。

調査票の審査については、審査用のプログラムを用いて審査基準を超えたデータについて疑義照会を行っております。体制は2名体制で実施しております。

入力ミスが生じないように、2人1組によるダブルチェックでございますとか、審査項目について自動判読できるような審査用プログラムを作成しているということ。また、過去に同様の照会があったものや調査客体ごとの特徴をデータベース化して、以降の照会を効率的に行っているなどの工夫を行っております。

「5 集計及び第1報結果表の作成・審査」でございます。

自動集計プログラムを用いて調査票データを集計表に自動的に加算・集計する方法で行っており、また、セキュリティを確保するため、2人1組で審査基準に基づいて行っております。

「6 調査客体への謝礼支給」でございます。

翌年の調査の連絡・協力確認を行う際に、謝金の振込先の口座確認を行うなどして実施しております。

「7 調査客体への対応状況」でございます。

平成24年第3四半期における生鮮食料品価格・販売動向調査票を回収できました100調査客体についてアンケートを実施しております。回収数は47事業所、回収率は47%でございます。

内容は、事務局からの調査協力依頼状況、問合せに対する事務局の対応、督促の対応状況、照会・確認の対応状況、事務局全体の感想ということでございます。

内容は表を見ていただければと思います。8ページ、9ページに載せております。

まず、1の問2の、調査協力依頼の際の事務局の態度について「どちらかといえば悪い」又は「悪い」と回答した客体はなく、問3の協力依頼の説明については、1調査客体から「わからづらい」との回答があったものの、おおむね「わかりやすい」又は「どちらかといえばわかりやすい」との回答でございました。

2の問4は、問合せの対応状況でございます。説明が「どちらかといえばわかりづらい」又は「わかりづらい」との回答はありませんでした。

3の問2は督促の対応状況で、督促の仕方・態度については「どちらかといえば悪い」又は「悪い」との回答はなく、事務局の行った督促の仕方や態度について好意的な回答がありました。

3の問3は、照会・確認の対応状況でございます。その態度につきましては「どちらかといえば悪い」又は「悪い」との回答はなく、事務局の行った照会・確認について好意的な回答でございました。

以上のことから、7ページの「V 全体的な評価」でございます。

評価期間における調査票の回収率が確保されるべき質とした80%を超え、また調査票の回収・督促、疑義照会等も滞りなく行われており、事業実績及び国が実施していた従来の実施経費に対する経費の削減状況は良好であった。

また、調査客体に対する応対に関するアンケート結果においても、おおむね良好な評価を得ていることから、全体的な評価として良好に実施されていると評価できる。

以上のことから、本事業は良好な実施状況であるため、次期においては「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で事業を実施することとしたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○小林主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生鮮食料品価格・販売動向調査業務の評価（案）につきまして、資料Dに基づき御説明させていただきます。

「I 事業の概要等」につきましては、今、農林水産省さんから御説明がありましたので、省略させていただきます。

2ページ「2 受託事業者決定の経緯」でございます。

入札参加者は4者で、いずれも入札参加資格を満たしていた。平成22年10月25日に開札したところ、入札金額は1者が予定価格を上回り、予定価格の範囲内の3者のうち総合評価点の高い1者が落札となったところでございます。

「Ⅱ 評価」でございます。

確保されるべき質として設定された調査票の目標回収率につきまして、月別目標回収率70%及び年平均目標回収率76%を上回っており、評価できるとしております。

また、督促の管理、報告期日までに調査票の回収がスムーズに行われるよう、調査客体に提出期日を事前に通知するなど、創意工夫が行われたことも評価できるとしております。

「Ⅰ 調査客体からの問合せ対応、調査票の審査、疑義照会対応」でございます。

実施状況につきましては、これも御説明がありましたので省略させていただきます。

3 ページ「(Ⅰ) 評価」でございますが、受託事業者は、問合せ等の対応において、その内容、調査客体ごとの特徴等をデータベース化したこと及び調査票の審査については審査用プログラムを作成したことにより効率的に業務を行うための創意工夫を行ったことは評価できるとしております。

「(2) 実施経費」でございます。

契約金額1,397万円は、従来、国が実施に要した経費の約70%に相当し、農林水産省側は3年間で約598万円、1年間で約199万円の経費が削減されているところでございます。

先ほど御説明がありました第1期からの契約金額と比較した場合、63万9,000円経費は増加しておりますが、第1期目が低価格入札で落札者が決定されてございますので、致し方ないことであると考えております。

「3 評価のまとめ」でございます。

確保されるべき質として設定された毎月の調査票の回収率及び年間平均回収率ともに達成できたことは評価できるとしております。

経費につきましても、従来、国が実施に要した経費に比べて1調査年当たり約199万円削減されていることも評価できる。また、民間事業者においても調査票回収、審査及び疑義照会等についても創意工夫が発揮されているとまとめております。

以上のことから「4 今後の事業」でございます。

良好な実施状況であると評価できる。このため、次期事業においては「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で事業を実施することが適当であると考えられるとまとめております。

以上でございます。

○小林主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

宮崎専門委員、どうぞ。

○宮崎専門委員 どうもありがとうございます。

1点が御質問で、もう一点が確認ですが、たまたま先ほど2件御報告を受けましたので、その両方が回収率100%という結果だったものですから、これは回収率76%という目標に対して80%ぐらいということで、ほかの2つと何か違う要因、例えば母集団が大きいとか、

客体数が異なるとかがあれば、それを教えていただきたいと思います。

もう一点は、資料4の7ページのVで「確保されるべき質とした80%を超え（評価期間平均80.6%）」とあるのですが、1ページに書いてある平均回収率70%という目標設定と76%との関係が伺って理解できなかったものですから、ここは70ないし76%なのではないかと思うのです。結果としての実績は80%を超えていると思うのですが、確保されるべき質が80%なのかというところが。

○岩濱室長 これは誤りです。

まず、先の御質問からお答えさせていただきますけれども、牛乳乳製品統計の方でございますが、こちらは従来から農水省に関係の深い事業者さんを対象にしておりまして、比較的ほかの業種に比べると協力が得やすいということ。それから、調査結果の使われ方が非常にシビアでございまして、生乳の生産量、牛乳の生産量、あるいは乳製品の生産量の動向を、海外からの輸入、調整保管の関係等から、非常に精度の高い結果を求められております。したがって、少なくとも1都道府県の80%以上をカバーするという形で月別調査の対象を決めているのですが、年1回の基礎調査ではそれよりも多くの事業者を対象にしております。

いずれにしても、高い精度を求められているということ。それから、協力の得やすい対象でもあるということで、そういう結果も得られているのではないかと考えております。

1年目にやはり私どもはどうしてもとらなければいかぬということで、国の方も関わって最初はやって、2年目からは民間事業者のみで進めていただいております。何か問題があったときは、私どももフォローするようにいたしております。

もう一方の生鮮食料品価格・販売動向調査の方は、やはり小売業の事業所、店舗で調査をいたしておりますので、なかなか事務の方がいらっしゃらなかったり、いらっしゃっても少ない中で非常にお忙しい中で調査に協力していただくこととなります。もともと小売業は、なかなかそこまでは調査に御協力いただけないという中で、回収率が80%を超えるというのは、それでもかなり高い方であろうとは思っております。そういったことで、両調査の回収率に違いが出ているということでございます。

もう一点は、7ページの方が間違っております。

○大竹管理官補佐 では、私のほうから要項のことで御説明させていただきます。

生鮮食料品価格・販売動向調査の民間競争入札実施要項におきましては、業務遂行に当たり確保されるべき質といたしまして、一連の業務、督促業務でございますが、これを通じ、各月の基準日における調査票の回収率が平成18年調査の実績値をもとに定めた月別目標率70%。年間平均回収率が平成17年から平成19年調査までの実績値の3カ年平均であります年間目標率76%という2つの目標率がありまして、それを上回らなければならないということになっているということでございます。

○小林主査 でも、今のところはちょっとわかりにくいですね。どうですか。

○事務局 もともと回収率の設定の段階においては。

○小林主査 月別と年間とということですね。

○事務局 一応、実施要項には、そういう実績に合わせて作らせていただいたところがございます。

○小林主査 宮崎専門委員がおっしゃっているのは、Vのところの書き方が、評価期間における調査票の回収率が「確保されるべき質とした80%を超え」と書いてあるので、確保されるべき質が80%だと読んでしまうのですが、実際は。

○事務局 そちらは月別の回収率70%及び年間平均回収率と。

○小林主査 そう書けば非常に正確ですけれども、そのところは訂正いただいた方がいいですね。

○大竹管理官補佐 わかりました。

○小林主査 だから、乱暴に言ってしまうと「確保されるべき質を上回り」とか「超え」とかということですね。それでいいですか。

○宮崎専門委員 はい。

○小林主査 それでは、新プロセスに移行することができる事業結果ということで、いい結果が出たと思います。

では、事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特にありません。

○小林主査 では、今のところだけ資料の訂正をお願いします。

○事務局 先ほどのところだけ、資料を差し替えさせていただきます。

○小林主査 お願いいたします。

それでは、このような新プロセスに移行できるような結果をこれからも出していただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、ありがとうございました。

(農林水産省関係者退室)